

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

社会保障と税の一体改革の名のもとに、消費税の増税と社会保障制度改革推進法により「自助、共助」を基本に「施し」としての「公助」に限定する、また国民の社会保険料負担の範囲内、あるいは消費税負担内の財源に限定するなど、憲法25条の「解釈改憲」として社会保障制度の根幹にかかわる大改悪が進められようとしています。また、愛知県は、子どもや障がい者等の福祉医療制度の見直しの検討を始めています。地域住民のいのちと健康、くらしを守るために、以下の事項について積極的な改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。
- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。
- ③地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)につて、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。 ①②③については、確かにお聞きしました。(行政課)

★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(答)愛知県東三河地方税滞納整理機構は県及び東三河の各自治体が協働して市税等の滞納額の縮減を図るために設置された組織であります。滞納整理を推進するとともに、各自治体の税務職員の徴収技術の向上を図ることを目的として、それぞれの自治体から職員が派遣されており、自治体の業務の一環として行っているものです。

また、機構に移管する案件については財産調査等を実施し、滞納者の実情を把握し、市税等の支払い能力を判断した上で対応しています。生活が困窮している状況であると認められる滞納者については、本市から機構への移管を行っておりません。早く相談してほしいと思っています。(税務徴収課)

★【2】福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(答)子ども医療費助成、精神障害者医療費助成、後期高齢者福祉医療費助成については、県の補助部分を拡大して実施しています。なお、愛知県は福祉医療制度の見直しを予定しており、今後の県の見直しの状況や動向を注視しています。(保険年金課)

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
(答)蒲郡市では、県の補助範囲を拡大し15歳までの通院・入院までの自己負担分を助成しており、市内の医療機関への受診について現物給付としています。(保険年金課)
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
(答)精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持者に対し、精神科以外への通院・入院に対し自己負担分の2分の1を助成しています。(保険年金課)
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
(答)後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施し、愛知県後期高齢者医療広域連合が保険者であり、市単独で医療費負担を無料にすることはありません。ただし、市民税非課税で独り暮らし高齢者は、市単独助成で、後期高齢者福祉医療費給付の対象としています。(保険年金課)

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

- ①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。
(答)平成24年度からの3カ年の第5期介護保険事業計画において適正なサービス利用量、被保険者等のニーズに応じた内容をもって積算を行い保険料を制定しました。また第3段階を新3段階、新4段階に分け9段階から10段階へと細分化しました。(長寿課)
- ②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。
(答)市民税課税者の扶養を受けておらず、世帯全員が自己の居住用以外の固定資産を所有しておらず、かつ1,000万円を超える預貯金を保有していない者で、年間収入金額120万円(2人以上の世帯は、2人目以降35万円加算)の者を対象に保険料を1/3減免しております。(長寿課)
- ★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。
(答)社会福祉法人等による生活困難者に対する利用者負担の軽減制度や施設サービスやショートステイを利用する場合の食費、居住費の負担額認定制度を実施しております。(長寿課)
- ★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。
(答)当面現行どおりです。(長寿課)
- ★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。
(答)第5期介護保険事業計画にもとづき地域密着型の小規模特養3箇所、小規模有料老人ホーム1箇所、小規模多機能型居宅介護事業所1箇所の整備を予定しております。なお助成制度の制定は考えておりません。(長寿課)
- ⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。
(答)大塚・三谷中学校区に東部包括、蒲郡中学校区に中央包括、中部中学校区みらいあ包括、形原・西浦四方津中学校区に西部包括及び支所の計5箇所設置しており現行どおりとします。いずれも医療法人及び社会福祉法人に委託しておりますが、委託費については業務量、内容を適正に把握しているものと判断しております。(長寿課)
- ⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。
(答)平成21年度に介護報酬プラス3%が実施されました。また平成24年度も同じくプラス1.2%が実施されています。(長寿課)

(2) 高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(答)ご本人の任意ではありますが、シルバーカード事業を実施し民生委員さんに安否確認をしていただいています。また買い物については現行の介護保険制度による訪問介護での対応となります。(長寿課)

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

(答)高齢者の足確保として70才以上となりますがタクシー代3割引チケット制度をご利用ください。(長寿課)

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

(答)地域福祉サービスセンター事業を実施している社会福祉協議会に補助金を交付し、住民参加の地域福祉事業としていきいきサロンの推進を地区単位で実施しております。(長寿課)

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

(答)高齢者を対象とする公営住宅であるシルバーハウジングが市営丸山住宅 10 戸、県営春日浦住宅 12 戸、県営鶴ヶ浜住宅 20 戸の計42戸が整備されています。(長寿課)

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(答)利用者のアンケートを実施した結果、週3回で内容は現行どおりとします。(長寿課)

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(答)所得税法上、障害者控除の対象となる障害者は、所得税法施行令第10条に限定列挙されており、精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして、市町村長等の認定を受けている人などとされ、介護保険法の介護認定を受けた人については、規定していません。したがって、介護保険法の要介護認定の有無にかかわらず上記の市町村長等の認定を受けた場合には、障害者控除の対象となります。よって従来どおりとします。(長寿課)

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(答)①により従来どおり申請によって対応します。(長寿課)

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

(答)後期高齢者医療制度において、高額医療・高額介護合算療養費に該当する場合、該当の被保険者に対し、保険者である愛知県後期高齢者医療広域連合から個別に市の窓口で申請をしていただく旨の通知をしています。なお、当初の申請を行い、振込先口座等に変更がなければ、次回以降の申請手続は不要です。また、口座振込の際は、事前に振込通知を送付しています。(保険年金課)

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

(答)後期高齢者医療制度の資格証明書の発行に関しては、広域連合が要綱を設けており、それに基づいて行います。要綱では、高齢者の医療に関する法律施行令第4条に規定する特別の事情、入院若しくは継続的な通院等により診療等を受けている、又は受ける予定のあ

る被保険者で、その収入、生活状況、診療等の内容を勘案し、仮に資格証明書を交付した場合、医療費の全部を一時的に負担することが困難となり、必要な医療を受ける機会が損なわれるおそれがあると認められるときは、資格証交付の適用除外となっています。また、保険料の被保険者均等割が軽減されている者、所得の少ない被保険者であって資格証明書を交付することにより、医療費の全額を一時的に負担することが困難となる場合は、短期保険証を有効活用し、適切な収納対策を講じることにより、資格証明書を交付しないことができるとなっています。現在は、資格証明書の交付はありません。(保険年金課)

3. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

(答) 産前14回については、14回の受診券を発行し無料で受診していただけるようにしています。但し、妊娠の有無を確認する初回健診については、国が示している基本的又は標準的な妊婦健康診査の項目に含まれておらず、当市の健診内容に含めていく予定はありません。

また、産後1回の健診についても無料にする予定はありません。(健康推進課)

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

(答) 対象は生活保護基準額の1.3倍です。受付は学校と市教委で行なっています。民生委員の証明は必要ありません。年度途中での申請が可能なことはチラシなどで広報しています。

(教育委員会 庶務課)

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

(答) ③④については、確かにお聞きしました。(学校給食課)

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

(答) 今後、配慮してまいります。(安全安心課)

4. 国保の改善について

①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

(答) 国保の財政を安定化させるための広域化は必要なものと考えています。(保険年金課)

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(答) 一般会計からの繰入金は、法定分と法定外分があります。法定外分については、子ども医療など地方単独事業実施による、国庫支出金の減額分及び基金積立金分を繰り入れしています。現在、市の財政は非常に厳しい状況にあるため、現行以上の繰り入れは考えていません。国保運営の経営努力を引き続き推進します。(保険年金課)

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(答) 現行の制度でご理解ください。(保険年金課)

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

(答) 現行の制度でご理解ください。(保険年金課)

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(答) 現行の制度でご理解ください。(保険年金課)

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。な

お、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(答) 資格証明書の交付は、保険税収納を図る方法のひとつであります。資力があるにもかかわらず納付しない方などを対象としています。子ども医療費助成対象世帯、母子家庭等医療費助成世帯、心身及び精神障害者医療費助成対象世帯は、資格証適用除外世帯としています。18歳の年度末までの子どもは資格証の対象とせず、短期保険証を全て届けています。(保険年金課)

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

(答) 現在、事例はありません。(保険年金課)

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。

(答) 納付計画を守り分納している世帯で残額の納付が確実に認められる場合には、正規の保険証を交付します。(保険年金課)

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(答) 納付困難な被保険者には納税相談に応じています。皆保険制度や手続きについて理解してもらうべく、広報やホームページで周知し、加入届出の未済事案の解消を図っています。(保険年金課)

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(答) 当市の一部負担金の減免制度は、その水準まで含め運用しています(徴収猶予)。国保窓口、ホームページで制度の紹介をしています。(保険年金課)

5. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

(答) 障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用者負担に関しましては、現状の制度において、18才以上であれば本人及び配偶者、18才未満であれば本人及び18才未満の兄弟及び両親を世帯として、非課税世帯であれば利用者負担は無くなっており、課税世帯であっても、限度額はかなり抑えられております。蒲郡市として、その利用者負担に助成等は考えていません。(福祉課)

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

(答) 訪問系サービス、移動支援の支給時間に関しましては、利用者の意向を聞き取り、適正に支給してまいります。(福祉課)

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

(答) 移動支援の通所、通学の利用に関しましては、個別ケースの状況を検討し対応してまいります。(福祉課)

★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。(答) 確かに聞きいたしました。(長寿課)

⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。(答) 今後検討していきます。(安全安心課)

⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

(答) 現在、福祉避難所を障害者施設2箇所115人、高齢者施設7箇所175人の収容で協定

を結んでおりますが、個室対応は難しい状況です。(福祉課)

- ⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

(答)災害時用援護者台帳を民生児童委員、総代、自主防災会で情報を共有しています。福祉圏域等の情報共有については、今後の課題としてお聞きしました。(福祉課)

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。

(答)特定健診と後期高齢者健診は年1回無料で受診できるようになっています。

(保険年金課)

(答)がん検診については、自己負担金を無料にする考えはありませんが、歯周疾患検診は無料で実施しています。

受診回数については、胃・肺・大腸がんは年1回受診できます。乳がん・子宮がんについては、国が示した「がん検診実施のための指針」に基づき2年に1回実施しています。歯周病疾患検診は、40・45・50・55・60・65・70歳の方を対象実施しており、対象者を変更する予定はありません。(健康推進課)

- ②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(答)40歳未満の住民を対象とする健診は「ヤングエイジ健診(18歳～39歳を対象)」を実施しています。自己負担金を無料にする考えはありません。(健康推進課)

7. 予防接種について

- ★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。

(答)ヒブ、小児用肺炎球菌については、生後2か月～5歳未満までの市民を対象に、子宮頸がん予防ワクチンについては、中学1年生～高校1年生相当年齢及び昨年度にワクチンを1度でも接種した高校2年生相当年齢の市民を対象に、任意接種を無料で実施しています。

(健康推進課)

- ②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

(答)高齢者用肺炎球菌ワクチン接種については、国等の補助制度の動向を見ながら市の助成制度について検討します。水痘・流行性耳下腺炎・B型肝炎・ロタウイルスワクチンについては今のところ助成制度を設ける予定はありません。(健康推進課)

8. 生活保護について

- ★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(答)申請権を侵害することなく、また疑われるような行為は慎むよう留意して行っております。

(福祉課)

- ②就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

(答)就労支援員を配置して、ハローワークと連携し個別に指導しております。(福祉課)

- ③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。

(答)面接相談員は配置しておりますが、警察官OBでの配置は考えておりません。(福祉課)

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。(行政課)

- ②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。(答)ご意見としてお聞きしました。(保険年金課)
- ③後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。(答)ご意見としてお聞きしました。(保険年金課)
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。(答)貴重な意見として確かにお聞きいたしました。(長寿課)
- ⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。(答)ご意見としてお聞きしました。(保険年金課・健康推進課)
- ⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。(答)貴重な意見として確かにお聞きしました。(病院事務局)
- ⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。(答)障害福祉サービスの利用者負担に関しましては、現状の制度において、18才以上であれば本人及び配偶者、18才未満であれば本人及び18才未満の兄弟及び両親を世帯として、非課税世帯であれば利用者負担は無くなっておりますし、課税世帯であっても、限度額はかなり抑えられておりますので、利用者負担のすべてを廃止という要望書の提出は考えておりません。また、介護保険の認定により、それまで受けていた障害福祉サービスを大きく制限するような取扱をしておりますので、これまでどおり、介護保険制度の優先する現在の仕組みに関して、要望書の提出は考えておりません。
- ⑧H i b、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。(答)貴重なご意見としてお聞きいたしました。(健康推進課)

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。(答) 県市長会、県市懇談会において議題として提出し要望しています。(保険年金課)
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。(答)ご意見としてお聞きしました。(保健年金課)
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。(答)ご意見としてお聞きしました。(保健年金課)
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。(答)ご意見としてお聞きしました。(保険年金課)

(2) 県民の医療を守るために

① 後期高齢者医療制度について

ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

(答) ア・イについてはご意見としてお聞きしました。 (保険年金課)

② 国民健康保険への県の補助金を増額してください。

(答) 県市懇談会において議題として提出し要望しています。 (保険年金課)

③ 障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。(答) 貴重なご意見としてお聞きしました。 (福祉課)

④ コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。(答) ご意見としてお聞きしました。 (福祉課)

⑤ 東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

⑥ 県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。

⑦ 厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

(答) ⑤⑥⑦については、貴重なご意見としてお聞きいたしました。 (病院事務局)

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

① 愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

② 低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

③ 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

④ 後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

(答) ①②③④については、ご意見としてお聞きしました。 (保険年金課)

以上